

POWER OF ATTORNEY

AN AGREEMENT BETWEEN:

MICHAEL JACKSON

&

A

I, Michael Jackson, from this 27th day of July 1998, hereby appoint Mr. A as my sole and exclusive business partner in Japan. After today's successful press conference held at the Okura Hotel, Mr. A is now in charge for the use and licensing of my name and image as described in Terms Of Rights below.

Terms Of Rights

- The right to use my name as follows Michael J. Jackson, and Michael Joseph Jackson, and Michael Jackson, and MJ, and MJJ
- The right to use my image in the form of art, animation, holograms, and any other means that may be used to express my image.
- These rights in no way allow the use of my music, which must be licensed separately from the rightful owner.

For the next 25 years, Mr. A alone is given the right and permission to use my name and image for business and promotional purposes in Japan and throughout



Asia, as well as in promoting our planned toy stores and theme parks. Usage of my name can be defined below in Category of Rights Usage:

Category Of Rights Usage:

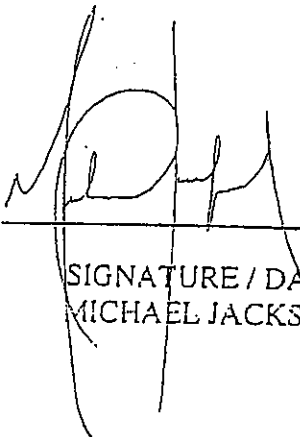
- Concerts, Promotion of theme parks, promotion of toy stores, promotion of concerts, and any other events in which include my Name and or image in the theme of the event
- Clothing, accessories, and all other types of merchandise
- The use of my name and image for figurines, toys,
- The use of my name and image as an attachment to any consumer good:
- The use of my name and image for gaming products, animation in gaming products, animation for other licensing purposes
- The use of my name and image for restaurant venues, lounges, night clubs, and any other venue.
- The use of my name and image for all and any licensing purpose may be granted by Mr. A throughout Japan and Asia.

Any use of my name/ and or image in Asia, which is outside of Mr. A's jurisdiction within the next 25 years, will not be permitted by myself.

I hold the right, as a creative partner, to have fair say in the use of my name and image, as well as a stake in any business transaction that takes place involving my name and image.

REBA

By signing this document with Mr. A, I hold the above statements to be true and pledge this as a binding agreement between Mr. A and myself, and I wish him the best in using my name and image to the highest of his ability.


7/27/98
SIGNATURE / DATE
MICHAEL JACKSON

A
7/27/98
SIGNATURE / DATE
A

権 限 書

マイケル・ジャクソン

と

A

両氏の間における合意書

私“マイケル・ジャクソン”は、本日1998年7月27日から、A氏を日本における唯一の独占的なビジネスパートナーとして任命する。本日のホテルオークラにおける成功した記者会見以降、松浦良右氏を以下の権利項目に列記する私の名前とイメージや画像・映像についての権利利用及びライセンス許諾の責任者とする。

権利項目

- 私の名前、すなわち“Michael J. Jackson”“Michael Joseph Jackson”“Michael Jackson”、そして“MJ”及び“MJJ”の使用権。
- アート、アニメーション、ホログラム、その他私のイメージを表現するために用いられる全ての形態による私のイメージの使用権。
- これらの権利は、私の音楽の使用を何ら認めるものではない。音楽については、正当な権利者から別途ライセンスを受けなければならない。

この先25年間、唯一A氏が、日本及びアジア全域において商興業を目的とする私の名前及びイメージの使用権限を与えられるものとし、また私たちの計画にある玩具ストアやテーマパークのプロモーションも同様とする。尚、私の名前の使用法は、以下の権利使用の категорияにおいて規定されうる。

権利使用のカテゴリー

- コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、私の名前やイメージをテーマとして含む何らかのイベント
- 衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品
- フィギュア、玩具において私の名前やイメージを使用すること
- 消費者向け商品に私の名前やイメージを添付して使用すること
- ゲーム商品、ゲーム商品におけるアニメーション、その他ライセンス目的のアニメーションにおいて私の名前やイメージを使用すること
- レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所において私の名前やイメージを使用すること
- あらゆるライセンスを目的として日本とアジアにおいて私の名前やイメージを使用することは、 A 氏により許諾されうる。

アジアにおける私の名前／イメージのいかなる使用も、この先25年間は A 氏の管轄の外にあり、私の許可によるものではない。

私は創造的なパートナーとして 私の名前やイメージの使用につき正当な発言をする権利を保持し、また私の名前やイメージを含む形で行われる全ての商取引における権利も保持する。

この書面に A 氏と共にサインするにあたって、私は上記項目が真実であることを確認し、松浦良右氏と私を拘束する合意であることを約し、また、彼が最大限の能力を発揮し、私の名前やイメージを最善の形で用いることを祈念する。

(署名) 98/7/27

署名/日付

マイケル・ジャクソン

(署名) 1998年7月27日

署名/日付

A

POWER OF ATTORNEY

AN AGREEMENT BETWEEN:
MR. MICHAEL JOSEPH JACKSON
&
MR. A

Pledge ;

I, Mr. Michael Joseph Jackson, from this 27th day of July 1998, hereby appoint Mr A as my sole and exclusive business partner in Japan. After today's successful press conference held at the Okura Hotel, Mr. A is now in charge for the use and licensing of my name and image as described below:

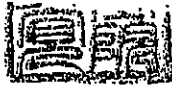
Overview Of Rights

- The right to use my name as follows: "Michael J. Jackson", and "Michael Joseph Jackson", and "Michael Jackson", and "MJ", and "MJJ", and "King of Pop", and "King of Rock"
- The right to use my image in the form of art, animation, holograms, and any other means that may be used to express my image for all business purposes.
- These rights in no way allow the use of my music, which must be licensed separately from the rightful owner.

For the next 25 years to this day, Mr. A alone is given the right and permission to use my name and image for business and promotional purposes in Japan and throughout Asia, as well as in promoting our planned toy stores and theme parks. Usage of which rights may be used can be defined below:

Categories in which rights may be used:

- The use of my name and image in concerts, Promotion of theme parks, promotion of toy stores, promotion of concerts, and any other events in which include my name and or image in the theme of the event
- The use of my name and image for apparel, accessories, and all other types of merchandise
- The use of my name and image for figurines, dolls, and toys
- The use of my name and image as an attachment to any consumer good
- The use of my name and image for gaming products, animation in gaming products, animation for other licensing purposes
- The use of my name and image for restaurant venues, lounges, nightclubs, and any other venue



I Mr. Michael Joseph Jackson will not have permitted any use of my name/
 and or image in Asia which is outside of Mr. A 's
 jurisdiction within the next 25 years. Mr. A throughout
 Japan and Asia may grant the use of my name and likeness for all and any
 licensing purpose so long that it is good-natured. This agreement shall be
 governed in accordance to the laws of Japan. Shall there be any dispute
 from any party worldwide, all arbitration shall be conducted within Japan.

an the
 otting
 sed

By signing this document with Mr. A I accept to honor
 the pledge made in this binding agreement with Mr. A and
 myself, and I wish him the best in using my name and image to the highest
 of his ability.

Agreed to by:

Accepted by:

[Handwritten signature] 7,27,98

SIGNATURE/DATE

MR. MICHAEL JOSEPH JACKSON

A

SIGNATURE/DATE

MR. A

lubs,

権 限 書

マイケル・ジョセフ・ジャクソン

と

A

両氏の間における合意書

誓 約

私“マイケル・ジョセフ・ジャクソン”は、本日1998年7月27日から、A氏を日本における唯一の独占的なビジネスパートナーとして任命する。本日のホテルオークラにおける成功した記者会見以降、A氏を、以下に述べる私の名前とイメージについての権利利用及びライセンス許諾の責任者とする。

権利概要

- 私の名前、すなわち“Michael J. Jackson”、“Michael Joseph Jackson”、“Michael Jackson”、“MJ”、“MJJ”、“King of Pop”、“King of Rock”の使用権。
- アート、アニメーション、ホログラム、その他商業目的の為に私のイメージを表現するために用いられる全ての形態による私のイメージの使用権。
- これらの権利は、私の音楽の使用を何ら認めるものではない。音楽については、正当な権利者から別途ライセンスを受けなければならない。

この先25年間、唯一松浦良右氏が、日本及びアジア全域において商興業を目的とする私の名前及びイメージの使用権限を与えられるものとし、また私たちの計画にある玩具ストアやテーマパークのプロモーションも同様とする。尚、権利の利用が可能なカテゴリーは、以下において規定される。

権利の利用が可能なカテゴリー

- コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、私の名前やイメージをテーマとして含む何らかのイベントにおいて、私の名前やイメージを使用すること。
- 衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品において私の名前やイメージを使用すること。
- フィギュア、人形、玩具において私の名前やイメージを使用すること。
- 消費者向け商品に私の名前やイメージを添付して使用すること。
- ゲーム商品、ゲーム商品におけるアニメーション、その他ライセンス目的のアニメーションにおいて私の名前やイメージを使用すること。
- レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所において私の名前やイメージを使用すること。

私、マイケル・ジョセフ・ジャクソンは、今後25年間、アジアにおける私の名前／イメージの使用を許可することは、A 氏の管轄の外にあり、行わない。

日本とアジアにおいて、A 氏は、全てのライセンシングの目的のために、私の名前と肖像の使用を、それが適正なものである限り許諾することができる。本契約は、日本法を準拠法とする。世界中のいかなる当事者との紛争についても、全ての仲裁は日本国内で実施されるものとする。

A 氏とともにこの書類に署名することによって、私は、A 氏と私の間における拘束力ある契約においてなされた誓約を尊重することを約するとともに、彼が最大限の能力を発揮し私の名前とイメージを最善の形で用いることを祈念する。

以下の者によって合意される

以下の者によって合意される

(署名) 98/7/27

(署名) 98年7月27日

署名/日付

署名/日付

マイケル・ジョセフ・ジャクソン氏

A 氏

(別紙)

表示目録1 (被告: A 関係)

- (1) マイケル・ジャクソンとの契約に基づき、マイケル・ジャクソンから名称使用権等の許諾を受けている旨の表示
- (2) 前項に掲げるほか、マイケル・ジャクソンの氏名及び肖像の利用について、マイケル・ジャクソン、原告マイケル・ジョゼフ・ジャクソン遺産財団又は原告トライアンプ インターナショナル インコーポレーテッドから何らかの許諾を受けた旨の表示

(別紙)

表示目録2 (被告MJAR関係)

- (1) アジア全域におけるマイケル・ジャクソンの名称、イメージなどの使用権を取得しています。
- (2) “Michael Jackson”、“Michael J. Jackson”、“Michael Joseph Jackson”、“MJ”、“MJJ”などの名称使用権。コンサート、テーマパーク、トイズショップ、イベント、レストラン、ラウンジ、ナイトクラブなどにおいての上記名称やそのイメージを使用すること。衣料、アクセサリ、フィギュア、玩具など全てのタイプの商品や消費財においての上記名称やそのイメージを使用すること。アート、アニメーション、ホログラム、ゲームなどにおいての上記名称やそのイメージを使用すること。マイケル・ジャクソン アジアン ライツ株式会社は、これらのアジア全域における使用権利を取得しています。
- (3) 前各項に掲げるほか、マイケル・ジャクソンの氏名及び肖像の利用について、マイケル・ジャクソン、原告マイケル・ジョゼフ・ジャクソン遺産財団又は原告トリアンフ インターナショナル インコーポレーテッドから何らかの許諾を受けた旨の表示

(別紙)

表示目録3 (被告MJE関係)

(1) マイケルジャクソンの権利に関することはマイケル・ジャクソンエンタープライズ株式会社

(2) マイケル・ジャクソン権利行使に関しての注意書き

マイケルジャクソンエンタープライズ株式会社はマイケルジャクソンの正規ライセンスに関して日本を含むアジア全域で正当、かつ、合法的に取得しています。正規ライセンスはマイケルジャクソン本人と A2 氏 (A 氏) の間で1998年に締結された契約 (契約有効期間25年) に基づく権利行使の権限がマイケルジャクソンエンタープライズ株式会社に付与されています。従いまして、マイケルジャクソンエンタープライズ株式会社が保有する当該権利は正当、かつ、合法的なものであることをここに保証します。詳細は上記メニューバーにあるMJE (マイケルジャクソンエンタープライズ) についてをご確認下さい。

付与されています。従いまして、マイケルジャクソンエンタープライズ株式会社が保有する当該権利は正当、かつ、合法的なものであることを保証します。

マイケル・ジャクソンエンタープライズの権利保有について

1998年6月にマイケルジャクソン来日時、マイケルジャクソン本人と A2 氏 (A 氏) とのあいだでライセンスに関する契約 (契約有効期間25年) が締結され、マイケルジャクソンジャパン株式会社を立ち上げることとなりました。この契約に基づく権利行使の権限が現在、 A2 氏 (A 氏) からマイケルジャクソンエンタープライズ株式会社に付与されております。 A2 氏 (A 氏) から発行された権利 (ライセンス) の証明書は右記に添付。マイケルジャクソン本人と A2 氏 (A 氏) との契約締結、会社設立に関しては以下、当時のニュースをご覧ください。記者会見の様子を全て視聴したい方はコチラからご視聴下さい。

(5) カテゴリー別の権利行使項目

テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、そして他何らかのイベントにおいて本人の名前やイメージをテーマに行うものにおける、本人の名前やイメージの使用。

衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品における本人の名前やイメージの使用。

フィギュア、玩具における本人の名前やイメージの使用。

あらゆる消費財に添付する本人の名前やイメージの使用。

ゲーム商品、アニメーション化したゲーム商品、他ライセンス目的のアニメーションにおける本人の名前やイメージの使用。

レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所における本人の名前やイメージの使用。

アート、アニメーション、ポログラム、その他の全ての営業目的のために Michel J. Jackson のイメージを表現するのに用いられるあらゆる手段の使用

権。

使用を認める名前・名称

Michel J. Jackson/Michel Joseph. Jackson/Michel Jackson/MJ/MJJ
/King of Pop/King of Rock/ これらに関するひらかな、カタカナを含む。

権利の有効性が及ぶ範囲

日本を含む、アジア全域

(6) マイケルジャクソン公式アフィリエイトセンターは日本に於ける正規ライセンスを取得している Michael Jackson Enterprise Co.,Ltd による正規アフィリエイトセンターです。

(7) マイケルジャクソンの正規ライセンス保有権について

当プロジェクトはマイケルジャクソンの正規ライセンスをアジア全域で正当、かつ、合法的に取得しているマイケルジャクソンエンタープライズ株式会社による公式プロジェクトです。正規ライセンスに関しましては当ページの下部をご確認ください。

(8) マイケルジャクソンの正規ライセンスを保有する当社は個人、中小企業を全力で応援致します。

(9) 世界的に有名なマイケルジャクソンの正規ライセンスである

(10) 正規ライセンスであることを証明します。

1998年6月にマイケルジャクソン来日時、マイケルジャクソン本人と A2 氏 (A 氏) とのあいだでライセンスに関する契約 (契約有効期間25年) が締結され、マイケルジャクソンジャパン株式会社を立ち上げることとなりました。この契約に基づく権利行使の権限が現在、 A2 氏 (A 氏) からマイケルジャクソンエンタープライズ株式会社に付与されております。 A2 氏 (A 氏) から発行された権利 (ライセンス) の証明書は左記に添付。マイケルジャクソン本人と A2 氏 (A 氏) との契約締結、会社設立に関して は以下、当時のニュースをご覧ください。証明書を拡大して見たい方は

コチラをクリックして下さい。

(1 1) 人類史上最も成功したエンターテイナーとコラボレーション出来る使用権利

マイケルジャクソンエンタープライズが保有するマイケルジャクソンに係る使用権は以下。

カテゴリー別の権利行使項目

コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、コンサートのプロモーション、その他何らかのイベントにおいて本人の名前やイメージをテーマに行うものにおける、本人の名前やイメージの使用

衣類やアクセサリ、その他全てのタイプの商品における本人の名前やイメージの使用

フィギュア、玩具における本人の名前やイメージの使用

あらゆる消費財に添付する本人の名前やイメージの使用

ゲーム商品、アニメーション化したゲーム商品、他ライセンス目的のアニメーションにおける本人の名前やイメージの使用

レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所における本人の名前やイメージの使用

アート、アニメーション、ポログラム、その他の全ての営業目的の為に Michael J Jackson (以下、名前・名称を参照) のイメージを表現するのに用いられるあらゆる手段の使用

システム、アプリケーション、WEBサイトなどインターネットにおけるサービス全般 (日本語のみ対応とする) スタッフにお尋ね下さい。

使用を認める名前・名称

Michael J. Jackson

Michael Joseph Jackson

Michael Jackson

MJ

MJJ

King of Pop

King of Rock

これらに関するひらかな、カタカナを含む

権利の有効性が及ぶ範囲

日本を含む、アジア全域

その他、マイケルジャクソンエンタープライズ所蔵の画像なども自由に使う
ことが出来ます。

- (12) 人類史上最も成功したエンターテイナーこと、マイケルジャクソンという
権利を使つてのビジネス展開は権利を取得しないとビジネス展開が出来ませ
ん。

マイケルジャクソンのみならず、もし、あなたが世の中にある権利を無視し
て勝手にビジネスを展開したら大きな罰を受けることとなります。

今回はマイケルジャクソンという「世界的なブランド」「カリスマ的存在」
の権利を取得出来るキャンペーン企画です。

おそらく、インターネット業界で最も大きなキャンペーンではないでしょ
うか。

こうした権利は通常、手に入れられるモノではありませんし、こうして目に
触れることもないでしょう。

それが今だけ、あなた×マイケルジャクソンの夢のコラボが正規ライセンス
のもとで実現できるチャンスです。

先ほど申し上げました権利で出来ることは全て対象となります

- (13) 当プロジェクトはマイケルジャクソンの正規ライセンスをアジア全域で正
当、かつ、合法的に取得しているマイケルジャクソンエンタープライズ株式会
社による公式プロジェクトです。正規ライセンスはマイケルジャクソン本人よ
りエージェント（A2氏）を通じてマイケルジャクソンエンタープライ
ズ株式会社に付与されています。日本には当社以外にいくつかライセンスを主

張していた企業がありますが、全て (i A2 氏) を通じて発行されたライセンスであり、2013年5月現在はマイケルジャクソンエンタプライズ株式会社だけが正式に文書にて契約を締結しています。エージェント (A2 氏) 及びマイケルジャクソンエンタープライズ株式会社が保有する当該権利は正当、かつ、合法的なものであることを保証します。当社が保有する権利の範囲は日本を含む、アジア全域が対象となりますのでそれ以外の世界各国との取引は出来ません。マイケルジャクソン本人と 氏 (氏) との契約締結、会社設立に関してはホームページにアップしている当時のニュースをご覧ください。

- (14) 前各項に掲げるほか、マイケル・ジャクソンの氏名及び肖像の利用について、マイケル・ジャクソン、原告マイケル・ジョゼフ・ジャクソン遺産財団又は原告トライアンフ インターナショナル インコーポレーテッドから何らかの許諾を受けた旨の表示

(別紙)

表示目録4 (被告MJW関係)

(1) カテゴリー別権利行使項目

Michel J.Jackson / Michael Joseph Jackson / Michael Jackson / MJ / MJJ /
King of Pop / King of Rock

アート、アニメーション、ホログラム、その他の全ての営業目的の為に私の
イメージを表現するのに用いられるあらゆる手段の使用権

コンサート、テーマパークのプロモーション、玩具ストアのプロモーション、
コンサートのプロモーション、そして他何らかのイベントにおいて私の名前や
イメージをテーマに行うのにおける、私の名前やイメージの使用

衣類やアクセサリ、またその他全てのタイプの商品における私の名前やイ
メージの使用

フィギュア、玩具における私の名前やイメージの使用権

あらゆる消費財に添付する私の名前やイメージの使用権

ゲーム商品、アニメーション化したゲーム商品、他ライセンス目的のアニメ
ーションにおける私の名前やイメージの使用

レストラン、ラウンジ、ナイトクラブ、その他の場所における私の名前やイ
メージの使用

マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社は、これらの日本及びアジア全域
における使用権利を取得しています。

ライセンシー募集

マイケル・ジャクソン・ワールド株式会社では、一般の企業様がマイケルジ
ャクソンのプロパティを使用して商品化を行うライセンスビジネスを展開し
ております。ライセンス商品として展開いただける商品は、アパレル、食品、
日用雑貨、玩具等、多岐にわたり、商品化を希望されるライセンシーを随時募
集しております。マイケルジャクソンのプロパティを活用し、販路拡大や御社

商品のイメージアップに是非ともお役立て下さい。

※販路はライセンシーにて確保されることが前提となります。

※原則的に弊社関連企業での販売を希望する商品の募集は行っておりません。

ライセンス商品とは

弊社との契約により、ライセンシーはマイケルジャクソンのプロパティを使用した商品化が可能になります。ライセンス商品は、ライセンシーが発売元となり、ライセンシーが有する販路のなかで展開していただくものとなります。

e x a m p l e

オリジナル映像

弊社が保有する、1997年当時の極秘来日映像・1998年当時の来日記者会見の映像や様々なマイケルジャクソンのプライベート映像などがご使用いただけます。

使用ロゴ

弊社の専属デザイナーが制作した、完全オリジナルロゴの一部となっております、こちらの商材に関しましても企業様のお名前や、商品・商品名などを合成させることが可能です。さらに、企業様のイメージに合うロゴも制作が可能です。

使用可能サイン

弊社がライセンス契約時にライセンサーから使用許諾を得た、弊社のみが保有する直筆サイン。2010年8月現在、商材としてはどの企業様も使用しておりませんので、大変価値の高い物となっております。

- (2) 前項に掲げるほか、マイケル・ジャクソンの氏名及び肖像の利用について、マイケル・ジャクソン、原告マイケル・ジョゼフ・ジャクソン遺産財団又は原告トライアンフ インターナショナル インコーポレーテッドから何らかの許諾を受けた旨の表示

(別紙)

表示目録 5 (被告MJAR関係)

アジア全域における故マイケル・ジャクソンの名称、イメージなどの使用権
を取得している私たちには、彼の意志を引き継ぐ資格がある。

(別紙)

標章目録

1 標章

- (1) MICHAEL JACKSON
- (2) MICHAEL J. JACKSON
- (3) MICHAEL JOSEPH JACKSON
- (4) マイケル・ジャクソン
- (5) マイケルジャクソン

2 商品

- (1) タオル
- (2) ハンカチ
- (3) バンダナ
- (4) バッグ
- (5) カップ
- (6) ワッペン
- (7) ストラップ
- (8) シャツ
- (9) キーホルダー
- (10) 財布
- (11) ライター
- (12) ステッカー
- (13) クリアファイル
- (14) ノート
- (15) マウスパッド
- (16) カード